

佐賀大学外国人客員研究員受入規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、外国人の学術研究者（受入れについて別に定めのある外国人の研究者を除く。以下「外国人客員研究員」という。）を佐賀大学（以下「本学」という。）に受け入れる場合の取扱いについて定めるものとする。

(目的)

第2条 この制度は、外国人客員研究員を本学に受け入れ、本学の教員（教授、准教授、常勤講師及び助教又はこれらに相当する者をいう。以下同じ。）と共同研究を行うことにより、学術研究の国際交流を促進し、あわせて学術研究の進展に寄与することを目的とする。

(受入れの原則)

第3条 外国人客員研究員の受入れは、教育、研究その他本学の運営に支障のない場合に行うものとする。

(外国人客員研究員の資格)

第4条 外国人客員研究員として受け入れることのできる者は、外国の大学の教授、准教授及び講師及び助教又はこれらに相当すると認められる者とする。

(受入期間)

第5条 外国人客員研究員の受入期間は、1月以上1年以内とする。ただし、学長が特に必要があると認めるときは、受入期間を延長することができる。この場合における期間延長の手続は、次条から第8条までの規定を準用する。

(受入れの申出)

第6条 外国人客員研究員を受け入れようとする教員は、外国人客員研究員受入申請書（別紙様式1）に外国人客員研究員受入調書（別紙様式2）2部並びに研究業績の資料及び所属機関の長の推薦書各1部を添えて、産学官連携推進機構、各学部（理工学部を除く。）、工学系研究科、共同利用・共同研究拠点及び学内共同教育研究施設の長（以下「部局長」という。）に申し出るものとする。

(受入れの申請)

第7条 部局長は、前項の申出に基づき、教授会（産学官連携推進機構、共同利用・共同研究拠点及び学内共同教育研究施設にあっては当該施設等の長が適当と認める委員会）の議を経て、外国人客員研究員受入承認申請書（別紙様式3）に、前項により提出された受入調書1部を添えて、原則として受入希望日の2月前までに、学長に申請しなければならない。

(受入れの承認)

第8条 学長は、外国人客員研究員の受入れについて承認するときは、外国人客員研究員受入承認書（別紙様式4）により、当該部局長に通知するものとする。

(受入れ承認の取消し)

第9条 外国人客員研究員が本学の学内規則等に違反したとき又は本学の運営に重大な支障を生ぜしめたときは、学長は、当該外国人客員研究員の受入れ承認を取り消すことが

できる。

(施設、設備等の使用)

第10条 外国人客員研究員は、本学の教育、研究に支障がない範囲において、研究を遂行するために本学の施設、設備等を使用することができるものとする。

(給与等)

第11条 外国人客員研究員には、給与、渡航費及び滞在費その他の費用を支給しない。

(終了証明書の交付)

第12条 外国人客員研究員の受入期間が満了した場合において、当該外国人客員研究員から請求があったときは、学長は、当該研究の終了証明書を交付することができる。

(学内諸規則等の準用)

第13条 外国人客員研究員には、本学の学内規則等を準用するものとする。

(細則)

第14条 この規程の実施に関し、必要な細則は、別に定めるものとする。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日改正)

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月28日改正)

この内規は、平成19年2月28日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則 (平成19年7月10日改正)

この内規は、平成19年7月10日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年1月25日改正)

この内規は、平成20年1月25日から施行する。

附 則 (平成22年7月6日改正)

この内規は、平成22年7月6日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年11月24日改正)

この内規は、平成22年11月24日から施行する。

別紙様式 1（第 6 条関係）

年 月 日

殿

印

外国人客員研究員の受入れの承認について（申請）

下記の者を，外国人客員研究員として受け入れ，共同研究を行いたいのでよろしくお取り計らい願います。

記

氏 名

別紙様式 2 (第 6 条関係)

外国人客員研究員受入調書

(フリガナ) 氏 名		生 年 月 日	(西 暦)	
		国 籍		男 ・ 女
本 国 に お け る 所 属 機 関 ・ 職 名				
最 終 学 歴				
主 な 職 歴				
研 究 題 目				
研 究 期 間	年 月 日 から (か月) 年 月 日 まで			
旅 費 の 出 途	渡 航 費		滞 在 費	
受入責任者(共同研究者)所属・職・氏名	⑩			
備 考	滞在中の居所			

・共同研究組織

代 表 研 究 者	
研 究 代 表 者 (当該外国人客員 研究員を含む。)	

・研究の目的及び研究計画の概要（学外での研修計画がある場合はそれも併せて記入）

--

別紙様式 3（第 7 条関係）

年 月 日

佐賀大学長 殿

印

外国人客員研究員の受入れについて（申請）

下記の者を,外国人客員研究員として受け入れたいので,承認くださるよう申請します。

記

氏 名

年 月 日

殿

佐賀大学長

印

外国人客員研究員の受入れの承認について（通知）

下記の者を，外国人客員研究員として受け入れることについては，下記の条件を付して承認します。

記

1 氏 名

2 所属機関

3 受入期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4 承認要件

- (1) 外国人客員研究員には，給与，渡航費及び滞在費その他費用を支給しないこと。
- (2) 外国人客員研究員が，故意又は重大な過失により，施設，設備等を損傷したときは，その損害に相当する費用を弁償させること。